

境港市障害者計画の見直し（案）②

現 行	見直し（案）	備 考
<p>第1章『境港市障がい児者プラン』の策定にあたって</p> <p>1 本プラン策定の趣旨</p> <p>国においては、平成23年8月に「障害者基本法」が改正されるとともに、平成25年4月には、「障害者自立支援法」の改正による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行によって、難病の方を障害福祉サービスの対象とし、対象者の範囲が拡大されるなど、障がい者施策の充実に向けた取り組みが進められています。</p> <p>また、同年同月、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行、同年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立をもって国内法の整備が進んだことを受け、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を締結しました。</p> <p>このような国の情勢を踏まえ、境港市においても、障がいのある方が安心して地域で暮らせる共生社会の実現を目指して、「境港市障がい児者プラン」を策定します。</p>	<p>第1章 境港市障がい児者プラン <u>（平成30年3月改定）</u> について</p> <p>1 プランの趣旨</p> <p>国においては、平成23年8月に「障害者基本法」が改正されるとともに、平成25年4月には、「障害者自立支援法」の改正による「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行によって、難病の方を障害福祉サービスの対象とし、対象者の範囲が拡大されるなど、障がい者施策の充実に向けた取り組みが進められています。</p> <p>また、同年同月、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行、同年6月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立をもって国内法の整備が進んだことを受け、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」を締結しました。</p> <p>このような国の情勢を踏まえ、境港市においても、<u>平成27年3月に「境港市障がい児者プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、障がい者施策を推進しているところです。</u></p> <p><u>その後、プランの策定から3年が経過し、その間、障がい</u></p>	<p>改定に変更</p> <p>策定から3年経過したことを記載</p>

<p>2 本プランの位置づけ</p> <p>このプランは、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」であり、国の指針、鳥取県の考え方を踏まえて策定します。</p>	<p><u>のある方を取り巻く社会環境もめまぐるしく変化しています。</u></p> <p><u>平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、同年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律」、平成29年9月には「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（あいサポート条例）」が施行されています。また、計画期間が平成30年4月から平成35年3月までの「障害者基本計画（第4次）」が障害者の権利に関する条約の締結後に初めて策定されています。</u></p> <p><u>プランにおいては「境港市障害福祉計画」が第5期計画を策定する時期を迎え、また平成30年4月からの児童福祉法の改正により新たに「境港市障害児福祉計画」を策定することにより、このたびプランを、「境港市障害者計画」「境港市第5期障害福祉計画・境港市第1期障害児福祉計画」で構成される「境港市障がい児者プラン」に改定し、障がいのある方が安心して地域で暮らせる共生社会の実現を目指す取り組みを更に進めていきます。</u></p> <p>2 プランの位置づけ</p> <p>このプランは、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」であり、国の「障害者基本計画」</p>	<p>プラン策定後に施行された法律や計画等について記載</p> <p>第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画の策定について記載</p> <p>障害児福祉計画の根拠法を記載</p>
--	--	--

<p>3 本プランの期間</p> <p>このプランの期間は、平成27年度から平成35年度までの9年間とします。プランの中で、障害福祉計画に該当する部分については、3年に1度見直すこととなります。</p> <p>また、毎年度、プランを分析・評価し、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>4 本プランの策定体制</p> <p>このプランの策定にあたっては、障がい者福祉団体の役員、障害福祉サービス事業者、学識経験者、公募によって選ばれた市民で構成される「境港市障害者計画等策定委員会」により、関係者や市民からの意見の総意を反映して策定します。</p> <p>第2章 障がいのある方の現状</p> <p>1 人口の推移</p> <p>2 身体障がい</p> <p>3 知的障がい</p> <p>4 精神障がい</p>	<p>「基本指針」および鳥取県の考え方を踏まえて改定します。</p> <p><u>また、本市における上位計画にあたる「境港市まちづくり総合プラン」や「境港市地域福祉計画」との整合性を図ります。</u></p> <p>3 プランの<u>計画</u>期間</p> <p>このプランの<u>計画</u>期間は、平成27年度から平成35年度までの9年間です。プランの中で、<u>障害福祉計画及び障害児福祉計画</u>に該当する部分については、3年に1度見直すこととなります。</p> <p>また、毎年度、プランを分析・評価し、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>4 プランの策定 <u>(改定)</u> 体制</p> <p>このプランの策定 <u>(改定)</u> にあたっては、障がい者福祉団体の役員、障害福祉サービス事業者、学識経験者、公募によって選ばれた市民で構成される <u>委員会</u> を設置し、関係者や市民からの意見の総意を反映して策定 <u>(改定)</u> します。</p> <p>第2章 障がいのある方の現状</p> <p>1 市の人口の推移</p> <p>2 身体障がい</p> <p>3 知的障がい</p> <p>4 精神障がい</p>	<p>上位計画について記載</p> <p>障害児福祉計画を追記</p> <p>改定を併記</p> <p>データを更新（別紙）</p>
---	--	--

<p>5 難病 6 障害支援区分</p> <p>第3章 境港市の課題 1 本プランの基本理念</p> <p>「 安心して地域で暮らせる共生社会の実現 」</p> <p>このプランの根拠法である障害者基本法では、第1条に「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」と規定されています。</p> <p>本プランにおいても、この法の目的に沿って、障がい者施策の基本的な方向を定めます。境港市地域福祉計画でも定めているように、障がいのある方の自立と社会参加を促進し、すべての市民が「障がい」を正しく理解し、障がいの有無に関わらず境港市で共に安心して暮らせる、あたたかい共生社会を目指します。</p>	<p>5 難病 6 障害支援区分</p> <p>第3章 <u>境港市の基本的な考え方と施策の基本的方向</u> 1 プランの基本理念</p> <p>「 安心して地域で暮らせる共生社会の実現 」</p> <p>このプランの根拠法である障害者基本法では、第1条に「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」と規定されています。</p> <p>プランにおいても、この法の目的に沿って、障がい者施策の基本的な方向を定めます。境港市地域福祉計画でも定めているように、障がいのある方の自立と社会参加を促進し、<u>「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を共有し、障がいの有無に関わらず境港市で共に安心して暮らせる、あたたかい共生社会を目指します。</u></p>	<p>内容に応じたタイトルに変更</p> <p>障害者基本計画（第4次）の「重点的に理解促進を図る事項」を記載</p>
--	--	---

<p>2本プランの基本目標</p> <p>「安心して地域で暮らせる共生社会の実現」に向けて、プランの基本目標を定めます。</p> <p>■境港市で安心して暮らす</p> <p>(1) 障害福祉サービスや相談支援体制を整え、質の向上を目指します。</p> <p>(2) 居住サービスや、成年後見制度を充実させ、親亡き後を考えます。</p> <p>(3) 防災対策、防犯対策を推進していきます。</p> <p>(4) 保健や医療の体制を充実させます。</p> <p>■境港市で学び、働き、社会参加を促進する</p> <p>(1) 福祉的就労収入の底上げを支援し、工賃アップを目指します。</p> <p>(2) 一般就労可能な障がいのある人の移行を進めます。</p> <p>(3) 障がいのある人が教育を受けたり、芸術・文化・スポーツ活動を楽しめるよう、環境を整備し、参加の機会をつくれます。</p> <p>■境港市で共に暮らす</p> <p>(1) 行政が率先してあいサポート運動を更に広げ、すべての市民が正しく障がいを理解するよう普及啓発を進めます。</p> <p>(2) 障がいを理由とする差別解消、虐待防止、権利擁護を充実させます。</p> <p>(3) 行政主導による社会的障壁の軽減に努めます。</p> <p>(4) コミュニケーション支援の充実に努めます。</p>	<p>2 プランの基本目標</p> <p>「安心して地域で暮らせる共生社会の実現」に向けて、プランの基本目標を定めます。</p> <p>■境港市で安心して暮らす</p> <p>(1) 障害福祉サービスや相談支援体制を整え、質の向上を目指します。</p> <p>(2) 居住サービスや、成年後見制度を充実させ、親亡き後を考えます。</p> <p>(3) 防災対策、防犯対策を推進<u>します。</u></p> <p>(4) 保健や医療の体制の充実を<u>図ります。</u></p> <p>■境港市で学び、働き、社会参加を促進する</p> <p>(1) 福祉的就労収入の底上げを支援し、工賃アップを目指します。</p> <p>(2) 一般就労可能な障がいのある方の移行を進めます。</p> <p>(3) 障がいのある方が教育を受けたり、芸術・文化・スポーツ活動を楽しめるよう、環境を整備し、<u>社会参加の機会を増やします。</u></p> <p>■境港市で共に暮らす</p> <p>(1) 行政が率先してあいサポート運動を更に広げ、すべての市民が正しく障がいを理解するよう普及啓発を進めます。</p> <p>(2) <u>障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の提供、虐待の防止、権利擁護の取り組みを推進します。</u></p> <p>(3) 行政主導による社会的障壁の軽減に努めます。</p> <p>(4) コミュニケーション支援の充実に努めます。</p>	<p>「障害者差別解消法」の内容を追加</p>
--	---	-------------------------

<p>3分野別施策の基本的方向</p> <p>(1) 生活支援</p> <p>障がいのある方が境港市で安心して暮らすために、市内で相談できる環境をより充実させていくことが必要です。</p> <p>また、平成24年4月から計画相談支援がスタートして、平成27年4月からは、障害福祉サービスを利用するすべての対象者にサービス等利用計画の提出が求められることとなりました。このため、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所を市内に増やすことが必要です。</p> <p>また、施設入所者や精神科病院に長期入院している方等の地域移行や親亡き後も安心して暮らせることを考え、住環境整備や訪問型在宅サービス等を充実させていくことが必要です。</p> <p>■相談体制の充実</p> <p>○ 障がいのある方やその家族等が身近な場所で相談出来る環境を整えるため、市内の相談支援センターと行政、施設、障害福祉サービス事業所の連携を密にし、「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」等、協議の場を充実させます。</p> <p>○ 障がいのある方が障害福祉サービス利用時に必要な、サービス等利用計画の作成が円滑になり、スピーディにサービス利用が出来るような体制をつくるため、指定特定相談支援</p>	<p>3分野別施策の基本的方向</p> <p>(1) 生活支援</p> <p>障がいのある方が境港市で安心して暮らすために、市内で相談できる環境をより充実させていくことが必要です。</p> <p>また、平成24年4月から計画相談支援がスタートして、平成27年4月からは、障害福祉サービスを利用するすべての対象者にサービス等利用計画の提出が求められることとなりました。このため、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所を市内に増やすことが必要です。</p> <p>また、施設入所者や精神科病院の長期入院者等の地域移行や親亡き後も安心して暮らせる<u>よう</u>、住環境整備や訪問型在宅サービス等を充実させていくことが必要です。</p> <p>■相談支援体制の充実</p> <p>○ 市内の相談支援センターと行政、施設、障害福祉サービス事業所の連携を密にし、「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」等、協議の場を<u>充実を図ります。</u></p> <p>○ <u>障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、情報提供や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行う「一般相談」については、身近な場所で相談できるよう体制を整え、利用の周知促進を図ります。</u></p> <p>○ <u>障がいのある方が障害福祉サービス利用時に必要となるサービス等利用計画の作成の円滑化、スピーディーにサービス利用が可能となる体制を整えるため、指定特定相談支援事</u></p>	<p>本文(P 4 0)①相談支援事業について記載</p>
--	--	-------------------------------

<p>事業所が増えるように働きかけます。</p> <p>また、困難ケースの対応等、指定特定相談支援事業所が市内の支援センターや西部圏域内の他の事業所等と協議しやすい体制にするため、鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関との連携を充実させます。</p> <p>○ 判断能力が十分でない障がいのある方が、自立した生活を送ることができるようにするため、西部圏域内の成年後見支援センターとの連携を図り、成年後見制度の活用を進めます。</p> <p>また、市内で、成年後見制度に関わる法人の立ち上げが進むよう支援します。</p> <p>○ 相談支援専門員の確保や資質向上を図る研修会等の充実を図ります。</p> <p>■在宅サービス等の充実</p> <p>○ 障がいのある方や御家族のニーズや実態に応じて、居宅介護や行動援護等の在宅サービスの円滑な利用が可能になるよう努めます。</p> <p>また、市の課題でもある日中活動の場の確保に努めます。</p> <p>○ 常時介護が必要な重度な障がいのある方が在宅で安心して生活できるように、日中、夜間の支援について、医療型、福祉型の短期入所やグループホーム等の居住整備など、西部圏域内で関係機関との連携を強化し、在宅サービスの充実を図ります。</p> <p>○ 障がいのある方が自立した生活を送ることが出来るよ</p>	<p>業所の設置を図ります。</p> <p>また、困難ケースの対応等、指定特定相談支援事業所が市内の支援センターや西部圏域内の他の事業所等と協議しやすい体制にするため、鳥取県西部障害者自立支援協議会等の関係機関との連携を充実させます。</p> <p>○ 判断能力が十分でない障がいのある方が、自立した生活を送ることができるよう、西部圏域内の成年後見支援センターとの連携を図り、成年後見制度の活用を<u>推進</u>します。</p> <p>また、<u>成年後見制度に関わる法人の活動強化や新たな法人の設立を支援</u>します。</p> <p>○ 相談支援専門員の確保や資質向上を図る研修会等の充実を図ります。</p> <p>■在宅サービス等の充実</p> <p>○ 障がいのある方や家族のニーズや実態に応じて、居宅介護や行動援護等の在宅サービスの円滑な利用が可能になるよう、また、日中活動の場の確保に努めます。</p> <p>○ 常時介護が必要な重度の障がいのある方が在宅で安心して生活できるように、日中や夜間の支援について、医療型、福祉型の短期入所やグループホーム等の居住整備など、西部圏域内で関係機関との連携を強化し、在宅サービスの充実を図ります。</p> <p>○ 障がいのある方が自立した生活を送ることができるよ</p>	<p>当事者団体等の意見を反映</p>
---	---	---------------------

<p>う、身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を充実させます。</p> <p>■障がい児支援の充実</p> <p>○ 市内で児童発達支援や放課後等デイサービスの実施が可能になるよう児童の預かりの場の確保に努めます。</p> <p>○ 障がいのある児童の成長に応じた切れ目のない支援、また、医療、福祉、保育、教育、就労等の関係機関との連携を充実させ、地域支援体制づくりを進めます。</p> <p>○ 乳幼児期、学齢期、卒業後のライフステージにあった支援を行い、専門的な支援へのつなぎや教育委員会、特別支援学校、就労移行支援事業所等と連携を深めます。</p> <p>■サービスの質の向上等</p> <p>○ 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、苦情解決の推進に努めます。</p> <p>○ 障害福祉サービスの提供にあたり、近隣市町村とのサービス格差の解消を図ります。</p> <p>○ 障害福祉サービスとその関係者間の連携を深め、県とともにネットワーク構築を強化します。</p> <p>■福祉用具の普及</p> <p>○ 補装具等の給付にあたり、近隣市町村と支給基準の均衡を図ります。</p>	<p>う、身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を充実させます。</p> <p>■障がいのある児童への支援の充実</p> <p>○ 市内で児童発達支援や放課後等デイサービス等の提供や、児童の預かりの場の確保に努めます。</p> <p>○ 障がいのある児童の成長に応じた切れ目のない支援、また、医療、福祉、保育、教育、就労等の関係機関との連携を充実させ、<u>医療的ケア児や重症心身障がい児も含めた障がいのある児童への地域支援体制づくり</u>を進めます。</p> <p>○ 乳幼児期、学齢期、卒業後のライフステージにあった支援を行い、専門的な支援へのつなぎや教育委員会、特別支援学校、就労移行支援事業所等と連携を深めます。</p> <p>■サービスの質の向上等</p> <p>○ 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、苦情解決の推進に努めます。</p> <p>○ 障害福祉サービスの提供にあたり、近隣市町村とのサービス格差の解消を図ります。</p> <p>○ 障害福祉サービスとその関係者間の連携を深め、県とともにネットワーク構築を強化します。</p> <p>■福祉用具の普及</p> <p>○ <u>日常生活用具等</u>の給付にあたり、近隣市町村と支給基準の均衡を図ります。</p>	<p>医療的ケア児や重症心身障がい児の支援について記載</p> <p>変更</p>
---	--	---

<p>(2) 保健・医療</p> <p>障がいのある方が身近な地域で予防検診及び保健や医療サービスを受けることができるよう、体制を充実させることが必要です。</p> <p>精神障がいのある方の早期退院や地域移行を推進していくためには、市内で暮らせる環境整備を進めなくてはなりません。精神科病院、相談支援事業所、また、障害福祉サービス事業所、行政が連携を深めて、安心した暮らしを提供していくことが必要です。</p> <p>また、難病の方の相談支援及び障害福祉サービスの更なる充実が必要です。</p> <p>■保健・医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある方の予防検診を充実させるよう取り組みます。 ○ 在宅生活を送る障がいのある方が安心して暮らせるために、病院や相談支援事業所等の障害福祉サービス事業所と情報交換を深めます。 ○ 重度障がいのある方の在宅生活を支援するため、重度障がいのある方を受け入れる障害福祉サービス事業所への支援を県とともに行います。 <p>■精神保健・医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神疾患・精神障がいの正しい知識の普及を図り、精神疾患の早期発見、早期治療の促進、また、偏見・差別や過剰な不安の除去に努めます。 	<p>(2) 保健・医療</p> <p>障がいのある方が身近な地域で予防検診及び保健や医療サービスを受けることができるよう、体制を充実させることが必要です。</p> <p>精神障がいのある方の早期退院や地域移行を推進していくためには、市内で暮らせる環境整備を進めなくてはなりません。精神科病院、相談支援事業所、また、障害福祉サービス事業所、行政が連携を深めて、安心した暮らしを提供していくことが必要です。</p> <p>また、難病の方の相談支援及び障害福祉サービスの更なる充実が必要です。</p> <p>■保健・医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある方の予防検診の<u>充実を図ります。</u> ○ 在宅生活を送る障がいのある方が安心して暮らせるために、病院や相談支援事業所等の障害福祉サービス事業所と情報交換を深めます。 ○ 重度障がいのある方の在宅生活を支援するため、重度障がいのある方を受け入れる障害福祉サービス事業所への支援を県とともに行います。 <p>■精神保健・医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神疾患・精神障がいの正しい知識の普及を図り、精神疾患の<u>発症予防</u>、早期発見、早期治療の促進、また、偏見・差別や過剰な不安の<u>払拭</u>に努めます。 	<p>予防について記載</p>
---	---	-----------------

<p>○ 精神障がいのある方の早期退院や地域移行が進むよう、地域移行対象者の現状把握に努め、相談支援事業所や市内事業者等との連携を密にします。</p> <p>■難病に関する施策の推進</p> <p>○ 障害者総合支援法の施行に伴い、難病の方も障害福祉サービスが利用出来るようになったことについての周知や広報を充実させ、本来障害福祉サービス等の利用が必要な方が利用できていない事のないように努めます。</p> <p>(3) 教育、文化・芸術活動、スポーツ等</p> <p>障がいのある方の教育環境を整え、身近な場所で文化・芸術活動やスポーツ参加を可能にするため、活動する場所の確保や指導者の確保に努める必要があります。</p> <p>また、障がいのある方もない方も共に楽しみ、障がいのある方の個々の能力を発揮でき、社会参加の促進に繋げることが必要です。</p> <p>■教育</p> <p>○ 特別支援学校、特別支援学級、また、通常の学級に通学する児童や生徒が、必要に応じて障害福祉サービス等の支援を受けながら、個々の能力や可能性を伸ばせる環境づくりの</p>	<p>○ 精神障がいのある方の早期退院や地域移行が進むよう、地域移行対象者の現状把握に努めるとともに、<u>保健、医療、福祉関係者による協議の場等を通じて、関係機関との連携を図ります。</u></p> <p>■難病に関する施策の推進</p> <p>○ 障害者総合支援法の施行に伴い、難病の方も障害福祉サービスが利用できるようになったことについての周知や広報を充実させ、<u>鳥取県難病相談・支援センター等と連携を図り、本来障害福祉サービス等の利用が必要な方が利用できていない事のないように努めます。</u></p> <p>(3) 教育、文化・芸術活動、スポーツ等</p> <p>障がいのある方の教育環境を整え、身近な場所で文化・芸術活動やスポーツ参加を可能にするため、活動する場所の確保や指導者の確保に努める必要があります。</p> <p>また、障がいのある方もない方も共に楽しみ、障がいのある方の個々の能力を発揮でき、社会参加の促進に繋げることが必要です。</p> <p>■教育</p> <p>○ 特別支援学校、特別支援学級、また、通常の学級に通学する児童や生徒が、必要に応じて障害福祉サービス等の支援を受けながら、個々の能力や可能性を伸ばせる環境づくりの</p>	<p>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について記載</p> <p>関係機関との連携を追記</p>
---	---	--

<p>ため、教育委員会等や相談支援事業所等、関係機関と連携を深めます。</p> <p>■文化・芸術活動の推進</p> <p>○ 障がいのある方の芸術・文化作品展示のイベントを開催し、障がいのある方の文化・芸術活動への意欲向上と、発表の場を創る等、障がいのある方の社会参加が進むよう努めます。</p> <p>また、文化・芸術活動を通して、すべての市民が共に楽しめる環境づくりを進めます。</p> <p>○ 障がいのある方が文化・芸術活動に自ら取り組む環境づくりのため、ワークショップ等の機会を創り、支援します。</p> <p>■スポーツ等の推進</p> <p>○ 県との連携を強化し、各種スポーツ大会等の情報提供や、市内の障がいのある方の各種スポーツ大会への参加促進を進めていきます。</p> <p>また、すべての市民が一緒に楽しめるスポーツ環境づくりを考えます。</p> <p>(4) 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>障がいのある方が、地域で自立した生活を送るために、就労は重要な課題です。</p> <p>障がいのある方の働く意欲向上と、個人の適正能力を十分に発揮出来るよう支援していくことが必要です。</p>	<p>ため、教育委員会等や相談支援事業所等、関係機関と連携を深めます。</p> <p>■文化・芸術活動の推進</p> <p>○ 障がいのある方の芸術・文化作品展示のイベントを開催し、障がいのある方の文化・芸術活動への意欲向上と、発表の場を創る等、障がいのある方の社会参加が進むよう努めます。</p> <p>また、文化・芸術活動を通して、すべての市民が共に楽しめる環境づくりを進めます。</p> <p>○ 障がいのある方が文化・芸術活動に自ら取り組む環境づくりのため、ワークショップ等の機会を創り、支援します。</p> <p>■スポーツ等の推進</p> <p>○ <u>障がい者スポーツ指導員等とともに、障がいのある方のスポーツ参加のきっかけづくりや、すべての市民と一緒に楽しめるスポーツ環境づくりを考えます。</u></p> <p>また、県との連携を強化し、各種スポーツ大会等の情報提供や、市内の障がいのある方の各種スポーツ大会への参加促進を進めていきます。</p> <p>(4) 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>障がいのある方が、地域で自立した生活を送るために、就労は重要な課題です。</p> <p>障がいのある方の働く意欲向上と、個人の適正能力を十分に発揮出来るよう支援していくことが必要です。</p>	<p>福祉座談会での意見を反映</p>
---	---	---------------------

<p>■総合的な就労支援</p> <p>○ 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援サービス、就労継続支援サービスの充実を図ります。</p> <p>○ 福祉施設から一般就労へ移行する際には、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、職場定着に向けた支援に努めます。</p> <p>■就労の底上げ</p> <p>○ 障害者優先調達推進法に基づき、市内の福祉施設から優先的に物品を調達し、市庁舎内における発注促進への取り組みを強化します。</p> <p>また、就労系事業所の活用事例等の情報提供を行い、庁内の優先調達の増加に繋がります。</p> <p>○ 市内の企業に対して、障害福祉サービス事業所と連携して、福祉施設からの物品調達を働きかけます。</p> <p>○ 就労系事業所に通所する利用者の工賃向上、また、働く意欲を高めるため、常設及びイベント等での販売の機会をつくります。</p> <p>■経済的自立の支援</p> <p>○ 障がいのある方が自立した生活を営むことができるよう、受給資格を有する方が、確実に障害年金や特別障害者手当等を受け取ることができるよう、制度の周知を強化します。</p>	<p>■総合的な就労支援</p> <p>○ 福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援サービス、就労継続支援サービスの充実を図ります。</p> <p>○ 福祉施設から一般就労へ移行する際には、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、職場定着に向けた支援に努めます。</p> <p><u>○ 市内の企業に対して、障がい者雇用について理解の促進を図り、一般就労の受け皿が増えるよう取り組みます。</u></p> <p>■就労の底上げ</p> <p>○ 障害者優先調達推進法に基づき、市内の福祉施設から優先的に物品を調達し、<u>市役所内</u>における発注促進への取り組みを強化します。</p> <p>また、<u>就労継続支援事業所</u>の活用事例等の情報提供を行い、<u>市役所内</u>の優先調達の増加に繋がります。</p> <p>○ 市内の企業に対して、障害福祉サービス事業所と連携して、福祉施設からの物品調達を働きかけます。</p> <p>○ <u>就労継続支援事業所</u>に通所する利用者の工賃向上、また、働く意欲を高めるため、常設及びイベント等での販売の機会をつくります。</p> <p>■経済的自立の支援</p> <p>○ 障がいのある方が自立した生活を営むことができるよう、受給資格を有する方が、確実に障害年金や特別障害者手当等を受け取ることができるよう、<u>制度について周知徹底し</u></p>	<p>事業所連絡会での意見を反映</p> <p>市庁舎内⇒市役所内</p> <p>就労系事業所⇒就労継続支援事業所</p>
---	--	---

<p>○ 障がいのある方が障害年金等の個人財産を適切に管理されるよう、成年後見制度等の利用について周知徹底します。</p> <p>(5) 生活環境</p> <p>障がいのある方の自立と社会参加を促進するために、障がいのある方が安心して生活できる住宅の確保や障がいのある方に優しいまちづくりを推進することが必要です。</p> <p>■住宅の確保</p> <p>○ グループホーム等へスムーズに入居出来るよう、西部圏域内のグループホームや市営住宅等の空室状況を把握し情報提供に努めるとともに、関係機関と連携を図って支援します。</p> <p>○ 障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や貸与、住宅改修に対する支援を行い、制度の広報に努めます。</p> <p>■福祉のまちづくりの推進</p> <p>○ 県や、県からの認定を受けた福祉のまちづくり推進パートナーとともに、市内にハートフル駐車場を増やすなど、制</p>	<p>ます。</p> <p>○ 障がいのある方が障害年金等の個人財産を適切に管理されるよう、成年後見制度等の利用について周知徹底します。</p> <p>(5) 生活環境</p> <p>障がいのある方の自立と社会参加を促進するために、障がいのある方が安心して生活できる住宅の確保や障がいのある方に優しいまちづくりを推進することが必要です。</p> <p>■住宅の確保</p> <p>○ <u>住まいの場として、市内にグループホームの設置促進を図るため、「境港市障がい福祉サービス事業所連絡会」において方策を検討し、事業者に情報提供や働きかけを行います。</u></p> <p>○ グループホーム等へスムーズに入居出来るよう、西部圏域内のグループホームや市営住宅等の空室状況を把握し、情報提供に努めるとともに、関係機関と連携を図って支援します。</p> <p>○ 障がいのある方の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や貸与、住宅改修に対する支援を行うとともに、制度の広報に努めます。</p> <p>■福祉のまちづくりの推進</p> <p>○ 県や、県からの認定を受けた福祉のまちづくり推進パートナーとともに、市内にハートフル駐車場を増やすなど、制</p>	<p>策定委員会、事業所連絡会での意見を反映</p>
---	--	----------------------------

<p>度の周知や利用促進に努めます。</p> <p>○ 障がいのある方のニーズを聞き取り、市内の必要な箇所には視覚障がい者誘導用ブロック等の設置や段差解消が可能になるように働きかけます。</p> <p>○ 交通手段がなく必要な外出も限られる障がいのある方には、地域生活支援事業の移動支援の利用等により外出を可能にしたり、市のタクシーチケット事業の広報に努め、必要な方に行き届かない事のないよう努めます。</p> <p>(6) 情報アクセシビリティ</p> <p>障がいのある方が情報に十分なアクセスができて、地域でコミュニケーションが十分に取れることが重要となってきます。</p> <p>また、行政や障害福祉サービス事業所等で情報提供に努めていきます。</p> <p>■情報アクセス、コミュニケーション支援の充実</p> <p>○ 市内の視覚障がい、聴覚障がい、音声機能障がいのある方のニーズを把握し、必要な場合は日常生活用具の給付品目を追加する等、支援の充実を図ります。</p> <p>○ 県が開催する「ICT（情報通信技術）活用術」の講習会等、情報アクセスが困難な方を対象とした研修、講習会の情報提供に努めます。</p>	<p>度の周知や利用促進に努めます。</p> <p>○ 障がいのある方のニーズを聞き取り、市内の必要箇所には視覚障がい者誘導用ブロック等の設置や段差解消に努めます。</p> <p>○ 交通手段がなく必要な外出も限られる障がいのある方には、地域生活支援事業の移動支援の利用等により外出を促進したり、市のタクシーチケット事業が、必要な方に利用されるよう広報に努めます。</p> <p><u>また、障がいのある方の公共交通機関の利用について利便性の向上を図ります。</u></p> <p>(6) 情報アクセシビリティ</p> <p>障がいのある方が情報に十分アクセスができて、地域でコミュニケーションが十分に取れることが重要であり、行政や障害福祉サービス事業所等で<u>十分な情報提供が必要です。</u></p> <p>■情報アクセス、コミュニケーション支援の充実</p> <p>○ 市内の視覚障がい、聴覚障がい、音声機能障がいのある方のニーズを把握し、必要な場合は日常生活用具の給付品目を追加する等、支援の充実を図ります。</p> <p>○ <u>障がいのある方が行政等に関する主要な情報にアクセスできるよう環境整備に努めるとともに、市役所窓口においては、障がいのある方の個々の状況に応じた支援を行うよう徹底します。</u></p>	<p>行政における合理的配慮に関連して記載</p>
--	--	---------------------------

<p>○ 聴覚等に障がいのある方との意思疎通支援のあり方を具体的に検討し市内でコミュニケーション支援が充実するよう努めます。</p> <p>(7) 安全・安心</p> <p>障がいのある方が境港市で安全に、安心して生活できるように、当事者を含めた災害時の避難体制の構築を図る必要があります。</p> <p>災害発生時に障がいのある方やその家族等に速やかに必要な情報が伝達されるよう、障がい特性に応じた情報提供に努めます。</p> <p>また、消費者トラブルの相談等について、障がいのある方への周知に努めます。</p> <p>■防災対策等の推進</p> <p>○ 災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿等を活用した、障がいのある方に対する適切な支援、また、安否確認を行うことができるよう体制を整えます。</p> <p>○ 原子力災害の発生時に備え、市内の障害福祉サービス事業所等と連携を図って、避難体制整備や避難時の支援体制整備を構築します。</p> <p>○ 災害発生時において、障がいのある方やその家族に速やかに必要な情報が伝わるよう、県や市内の障害福祉サービス</p>	<p>○ <u>障がいの特性に応じた意思疎通支援のあり方を具体的に</u>検討し、市内でコミュニケーション支援が充実するよう努めます。</p> <p>(7) 安全・安心</p> <p>障がいのある方が境港市で安全に、安心して生活できるように、当事者を含めた災害時の避難体制の構築を図る必要があります。</p> <p>災害発生時に障がいのある方やその家族等に速やかに必要な情報が伝達されるよう、障がい特性に応じた<u>情報提供が必要</u>です。</p> <p>また、消費者トラブルに<u>巻き込まれないよう相談場所等</u>について、障がいのある方への周知が<u>必要</u>です。</p> <p>■防災対策等の推進</p> <p>○ 災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、<u>地域や関係機関と連携を図り、避難行動要支援者名簿や「支え愛マップ」</u>等を活用した、障がいのある方に対する適切な支援や、安否確認を行うことができる体制を整えます。</p> <p>○ <u>避難行動要支援者については、自力での避難が困難な方に支援が行き届かないことのないよう把握に努めます。</u></p> <p>○ 原子力災害の発生に備え、市内の障害福祉サービス事業所等と連携を図って、避難体制整備や避難時の支援体制整備を構築します。</p> <p>○ 災害発生時において、障がいのある方やその家族に速やかに必要な情報が伝わり、<u>避難所においては安全・安心な生</u></p>	<p>障がい全般に対応</p> <p>地域福祉計画の「地域の共助」に関連</p> <p>策定委員会、事業所連絡会での意見を反映</p> <p>避難所での生活について追記</p>
--	--	--

<p>事業所等と連携を図り、市内の体制づくりを強化します。</p> <p>■防犯対策、消費者トラブルの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察と障がい者団体、福祉施設等、行政等との連携に努め、防犯被害の防止と早期発見できるよう、ネットワークづくりを整えるとともに、相談窓口の周知に努めます ○ 消費者トラブルの未然防止を図るため、消費者トラブル情報の提供、障がいのある方の消費生活相談の充実に努めます。 <p>(8) 差別解消及び権利擁護の推進</p> <p>全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、平成25年に障害者差別解消法が制定されました。</p> <p>これにより、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組むこととなります。また、障がい者虐待の防止、障がい者の権利擁護に対する意識啓発も必要となってきます。</p> <p>■差別解消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の基本方針に基づいて検討される、障がいを理由とする差別の解消に向けた県の取り組みに即して、市としての具体的な取り組みや差別に関する相談等の体制整備を整えます。 <p>■権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある方の虐待通報を受けた際、また、虐待の 	<p><u>活を送れるよう、県や市内の障害福祉サービス事業所等と連携を図り、市内の体制づくりを強化します。</u></p> <p>■防犯対策、消費者トラブルの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察と障がい者団体、福祉施設、行政等が連携し、防犯被害の防止と早期発見ができるよう、ネットワークづくりを整えるとともに、相談窓口の周知に努めます。 ○ 消費者トラブルの未然防止を図るため、消費者トラブル情報の提供、障がいのある方の消費生活相談の充実に努めます。 <p>(8) 差別解消及び権利擁護の推進</p> <p>全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法が制定され、<u>平成28年4月に施行されました。</u></p> <p><u>正当な理由なく、障がいを理由とした差別をなくすことが必要です。</u>また、障がい者虐待の防止、障がい者の権利擁護に対する意識啓発も<u>必要です。</u></p> <p>■差別解消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の基本方針に基づいて検討される、障がいを理由とする差別の解消に向けた県の取り組みに即して、市としての<u>関心や理解を深める啓発や差別に関する相談体制を整備します。</u> <p>■権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいのある方の虐待通報を受けた際、また、虐待の 	<p>法律が施行されたことによる変更</p>
---	--	------------------------

<p>疑い事例を発見した際には、障害者虐待防止法に基づき、県と連携しながら、市のマニュアルに沿って早期解決を図ります。</p> <p>○ 県の開催する障がい者虐待に関する研修には市として積極的に参加し虐待防止についての理解を深めます。</p> <p>○ 障がいのある方が、成年後見制度を適切に利用出来るように支援します。</p> <p>(9) 行政サービス等における配慮</p> <p>障がいのある方もない方も共に地域で安心して暮らすためには、障がいを正しく理解し、お互いに分かりあえる環境づくりが必要です。</p> <p>■あいサポート運動の推進</p> <p>○ 県と連携して、あいサポート運動を市民や企業等に広め、あいサポーターが増えるよう努めます。</p> <p>また、あいサポートバッジを身につけてもらうよう働きかけ、障がいのある方が声をかけやすい環境をつくります。</p> <p>○ 小さい頃から障がいを正しく理解するため、市内の小中学校に対し、あいサポート運動や福祉教育の実践に努めます。</p>	<p>疑い事例を発見した際には、障害者虐待防止法に基づき、県と連携しながら、市のマニュアルに沿って早期解決を図ります。</p> <p>○ 障がい者虐待に関する研修には、市や<u>障害福祉サービス事業者</u>は積極的に参加し、虐待防止についての理解を深めます。</p> <p>○ 障がいのある方が、成年後見制度を適切に利用できるように支援します。</p> <p>(9) 行政サービス等における配慮</p> <p>障がいのある方もない方も共に地域で安心して暮らすためには、障がいを正しく理解し、お互いに分かりあえる環境づくりが必要です。</p> <p>■あいサポート運動の推進</p> <p>○ 県と連携して、あいサポート運動を市民や企業等に広め、あいサポーターが増えるよう努めます。</p> <p>また、あいサポートバッジの<u>着用を促進し</u>、障がいのある方が声をかけやすい環境をつくります。</p> <p>○ 小さい頃から障がいを正しく理解するため、市内の小中学校で、あいサポート運動や福祉教育の実践に努めます。</p> <p>○ <u>援助や配慮が必要であることを知らせる「ヘルプマーク」の普及に取り組み、障がいのある方がサポートを受けやすい環境をつくります。</u></p>	<p>平成30年2月から、県内で配布されるヘルプマークについて記載</p>
---	--	---------------------------------------

<p>■交流と理解</p> <p>○ 市内で行われる福祉イベント等、障がいのある方とない方がともに交流し、ふれあうなかで、障がいへの理解を深める機会を増やします。</p> <p>○ 市内の障がい者団体との意見交換を活発に行い、障がいのある方のニーズ把握に努めます。</p> <p>また、当事者団体の研修会等を支援します。</p> <p>○ 市内の障がいのある方の支援体制が円滑になるよう、日常的に障がいのある方やその家族との交流を大切にし、個々のニーズに対応できるよう、相談支援事業所等、障害福祉サービス事業所と連携を図っていきます。</p>	<p>■交流と理解</p> <p>○ 市内で行われる福祉イベント等、障がいのある方とない方がともに交流し、ふれあうなかで、障がいへの理解を深める機会を増やします。</p> <p>○ 市内の障がい者団体との意見交換を活発に行い、障がいのある方のニーズ把握に努めます。</p> <p>また、当事者団体の研修会等を支援します。</p> <p>○ 日常的に障がいのある方やその家族との交流を大切にし、個々のニーズに対応します。</p> <p><u>○ 市民の障がいへの理解が深まるよう、当事者団体の自主活動等へのボランティア参加を促進し、市民総合ボランティアセンターや境港市社会福祉協議会福祉ボランティアセンターと連携し、障がいのある方と市民の交流の機会の充実を図ります。</u></p>	<p>当事者団体等の意見を反映 地域福祉計画の「地域福祉をつくる人づくり」に関連</p>
---	--	--